

2025 年度過労死等労災補償状況

前年度よりも減少したものの、請求は急増し、17 年連続ワーストワン

●脳・心臓疾患の支給決定件数

	2009	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
道路貨物運送業	65	57	75	71	94	77	82	89	85	83	61	55	56	50	66	76	50
道路旅客運送業	19	17	14	15	9	12	8	7	10	9	5	0	0	0	3	6	10

厚生労働省が 7 月 15 日に公表した 2025 年度（令和 7 年度）の「過労死等の労災補償状況」によると、脳・心臓疾患に関する道路貨物運送業の労災請求件数は 179 件となり、前年度の 155 件、一昨年度の 171 件を上回りました。支給決定件数は 50 件で、前年度の 76 件から減少したものの、請求件数、支給決定件数ともに全業種で最多となり、道路貨物運送業は 17 年連続のワーストワンとなりました。請求件数のうち死亡事案は 61 件、支給決定件数のうち死亡事案は 20 件にのぼっています。

支給決定件数だけを見れば減少したように見えますが、請求件数が過去 2 年間に上回ったことは、トラック運輸産業における過重労働の深刻さが改善されていないことを示しています。2024 年 4 月から労働基準法にもとづく時間外労働の上限規制と改正「改善基準告示」が適用されましたが、長時間の拘束、荷待ち、車中泊、不規則な勤務など、トラックドライバーの過酷な働き方は依然として続いています。

なお、2025 年度中の請求件数 179 件と支給決定件数 50 件は、対象となる事案の年度が必ずしも一致しないため、両者を単純に比較し、残りがすべて不支給または審査中と判断することはできません。厚生労働省資料でも、請求件数は当該年度中に請求された件数である一方、決定件数には前年度以前に請求された事案も含まれるとされています。

しかし、請求件数が大幅に増加する一方で支給決定件数が減少していることについては、その背景を明らかにする必要があります。道路貨物運送業について、年度内の決定件数や不支給理由、労働時間と業務負荷をどのように調査・評価したのかを公表し、被災者や遺族の請求を形式的な記録だけで退けるような認定がおこなわれていないか、検証することが求められます。

現在たたかわれている札幌ドライバー過労死認定裁判では、デジタコ上で一定時間停車した時間が機械的に「休憩」と扱われ、荷待ちや時間調整、車両内での待機が労働時間として正しく評価されなかったことが争われています。運行記録上は休憩とされていても、荷主の指定時刻や積み卸しの順番を待ち、労働者が自由に利用できない時間であれば労働時間です。実際の拘束状況を調査せず、デジタコや日報の形式的な記載だけで判断すれば、長時間労働が見えなくされ、過労死の原因が正しく認定されないおそれがあります。

過労死等を防止するためには、トラックドライバーに 11 時間以上の勤務間インターバルを確実に保障するとともに、一般則と同様の時間外労働規制を適用することが必要です。同時に、大幅な賃上げを実現し、長時間働かなければ生活できない低基本給・歩合給偏重の賃金体系から脱却しなければなりません。

厚生労働省は、道路貨物運送業が 17 年連続ワーストワンとなった結果を真摯に受け止め、労災認定における労働時間の把握と業務負荷の評価方法を検証するとともに、改善基準告示の再改定を含む過労死等防止の議論を直ちに開始すべきです。

表1-1 業務災害に係る脳・心臓疾患の労災補償状況

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分						
脳・心臓疾患	請求件数 ^{注2}	753 (124)	803 (125)	1023 (171)	1030 (165)	1254 (176)
	決定件数 ^{注3}	525 (67)	509 (84)	667 (88)	784 (112)	811 (110)
	うち支給決定件数 ^{注4}	172 (9)	194 (18)	216 (18)	241 (12)	217 (15)
	[認定率] ^{注5}	[32.8%] (13.4%)	[38.1%] (21.4%)	[32.4%] (20.5%)	[30.7%] (10.7%)	[26.8%] (13.6%)
う ち 死 亡	請求件数	173 (17)	218 (15)	247 (30)	255 (16)	303 (19)
	決定件数	169 (11)	139 (19)	187 (10)	232 (23)	236 (13)
	うち支給決定件数	57 (1)	54 (7)	58 (5)	67 (3)	67 (3)
	[認定率]	[33.7%] (9.1%)	[38.8%] (36.8%)	[31.0%] (50.0%)	[28.9%] (13.0%)	[28.4%] (23.1%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況^{注6}

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分						
脳・心臓疾患	支給決定件数 ^{注7}	15 (0)	9 (0)	3 (0)	2 (1)	1 (0)
	うち死亡	5 (0)	6 (0)	3 (0)	2 (1)	1 (0)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
 2 請求件数は、当該年度中の労災保険給付の請求件数であるが、必ずしも同年度中に決定(支給・不支給)されているものではない。
 3 決定件数は、当該年度中の支給・不支給決定件数の計であり、前年度以前に請求されたものについて決定した件数を含んでいる。
 4 支給決定件数は、決定件数のうち「業務災害」と認定した件数である。
 5 認定率は、決定件数に占める支給決定件数の割合である。
 6 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったこと等に伴い新たに支給決定した事案である。
 7 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
 8 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の決定件数に占める支給決定件数の割合である。

図1-1 業務災害に係る脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移

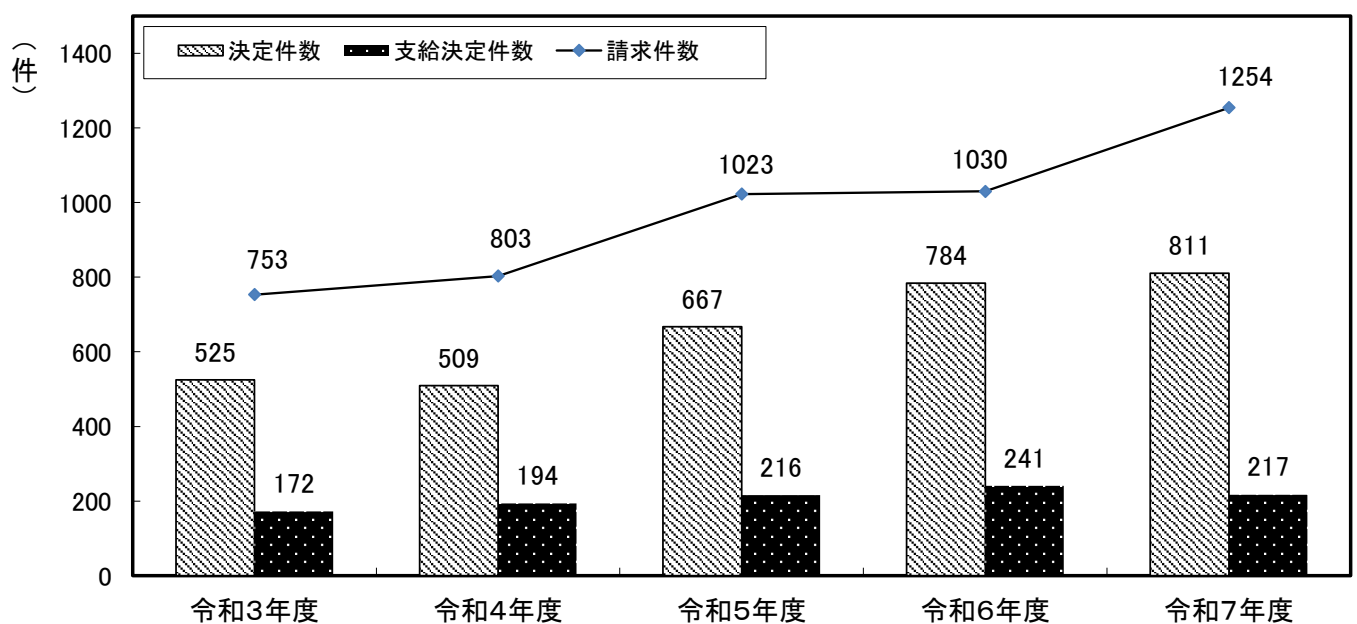


表1ー2 業務災害に係る脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	年度	令和6年度			令和7年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業・漁業・鉱業、 採石業、砂利採取業	21 (0)	10 (1)	5 (0)	16 (1)	15 (2)	4 (1)	
	9 (0)	4 (0)	3 (0)	4 (0)	5 (0)	0 (0)	
製 造 業	100 (3)	81 (5)	24 (1)	114 (6)	67 (2)	11 (0)	
	20 (0)	28 (1)	11 (1)	33 (1)	17 (0)	2 (0)	
建 設 業	128 (3)	81 (2)	16 (1)	164 (1)	106 (2)	21 (1)	
	39 (0)	27 (0)	6 (0)	49 (0)	39 (0)	8 (0)	
運 輸 業、郵便業	213 (8)	193 (4)	88 (0)	257 (9)	177 (5)	64 (1)	
	68 (1)	56 (0)	21 (0)	82 (2)	67 (2)	23 (0)	
卸 売 業、小 売 業	150 (35)	94 (16)	20 (1)	151 (28)	116 (20)	37 (2)	
	40 (4)	28 (4)	5 (0)	35 (6)	40 (4)	12 (1)	
金 融 業、保 険 業	9 (2)	4 (1)	1 (0)	13 (8)	9 (4)	0 (0)	
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
教育、学 習 支 援 業	22 (6)	16 (4)	2 (0)	21 (6)	20 (5)	6 (2)	
	7 (1)	5 (2)	1 (0)	5 (1)	5 (0)	1 (0)	
医 療、福 祉	97 (58)	70 (42)	10 (2)	108 (56)	64 (34)	12 (4)	
	17 (6)	18 (9)	1 (0)	12 (4)	8 (3)	3 (1)	
情 報 通 信 業	29 (3)	24 (2)	6 (1)	51 (6)	36 (4)	10 (0)	
	5 (0)	4 (0)	1 (0)	12 (1)	11 (1)	4 (0)	
宿泊業、飲食サービス業	66 (18)	61 (17)	28 (3)	82 (16)	51 (12)	19 (1)	
	13 (3)	9 (2)	3 (1)	17 (2)	10 (1)	5 (0)	
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	117 (15)	88 (9)	19 (2)	166 (16)	85 (9)	16 (2)	
	24 (1)	30 (2)	6 (0)	30 (1)	19 (1)	4 (1)	
そ の 他 の 事 業 (上記以外の事業)	78 (14)	62 (9)	22 (1)	111 (23)	65 (11)	17 (1)	
	13 (0)	23 (3)	9 (1)	24 (1)	15 (1)	5 (0)	
合 計	1030 (165)	784 (112)	241 (12)	1254 (176)	811 (110)	217 (15)	
	255 (16)	232 (23)	67 (3)	303 (19)	236 (13)	67 (3)	

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」などである。
3 ()内は女性の件数で、内数である。
4 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

図1ー2 業種別構成比

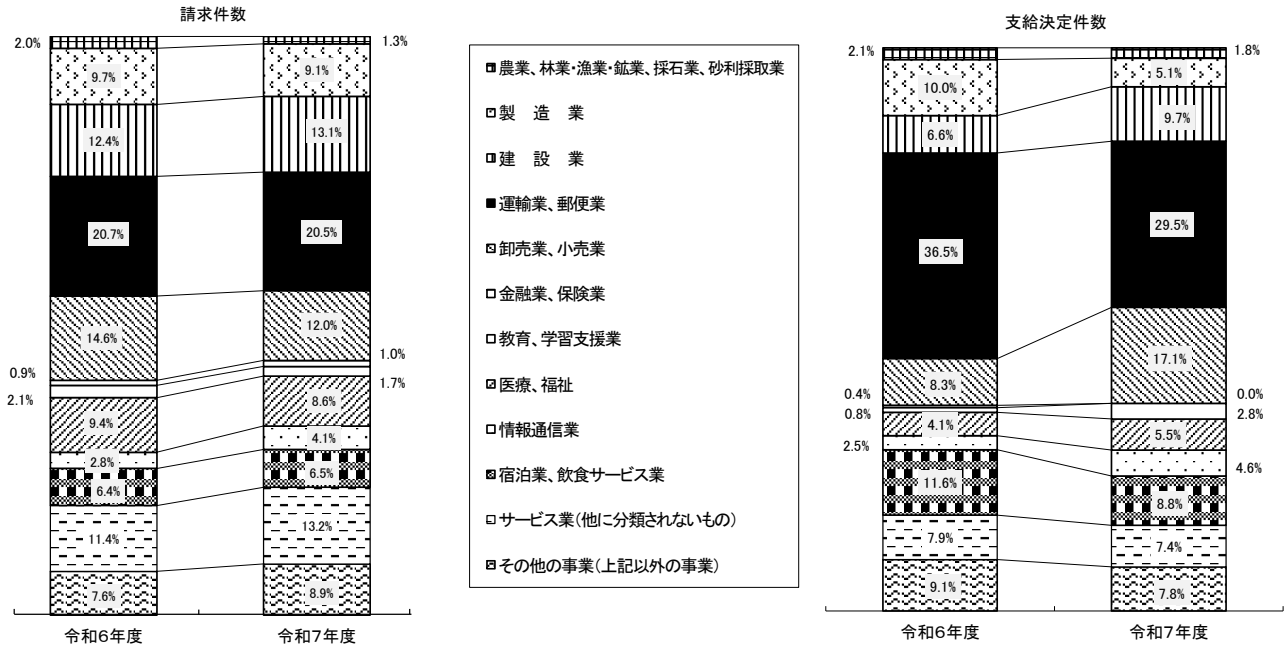


表1－2－1 業務災害に係る脳・心臓疾患の請求件数の多い業種(中分類の上位15業種)

令和7年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	179 (3) 〈 61 (1) 〉
2	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	118 (10) 〈 21 (1) 〉
3	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	73 (38) 〈 9 (3) 〉
4	建設業	総合工事業	66 (0) 〈 21 (0) 〉
5	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	65 (1) 〈 13 (0) 〉
6	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	58 (10) 〈 14 (1) 〉
7	卸売業、小売業	各種商品小売業	45 (15) 〈 5 (2) 〉
8	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	39 (2) 〈 12 (0) 〉
9	情報通信業	情報サービス業	37 (4) 〈 8 (1) 〉
10	医療、福祉	医療業	35 (18) 〈 3 (1) 〉
11	建設業	設備工事業	33 (0) 〈 15 (0) 〉
12	卸売業、小売業	その他の小売業	23 (6) 〈 7 (3) 〉
13	サービス業(他に分類されないもの)	産廃物処理業	21 (1) 〈 2 (0) 〉
14	製造業	輸送用機械器具製造業	19 (0) 〈 4 (0) 〉
15	卸売業、小売業	飲食料品小売業	18 (3) 〈 2 (0) 〉

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

3 < >内は死亡の件数で、内数である。

表1-2-2 業務災害に係る脳・心臓疾患の支給決定件数の多い業種(中分類の上位15業種)

令和7年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定 件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	50 (1) 〈 20 (0) 〉
2	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	15 (2) 〈 4 (1) 〉
3	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	13 (1) 〈 3 (0) 〉
4	卸売業、小売業	その他の小売業	11 (0) 〈 4 (0) 〉
5	建設業	設備工事業	10 (0) 〈 5 (0) 〉
5	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	10 (0) 〈 1 (0) 〉
7	建設業	総合工事業	8 (0) 〈 3 (0) 〉
7	情報通信業	情報サービス業	8 (0) 〈 3 (0) 〉
9	卸売業、小売業	各種商品小売業	7 (1) 〈 2 (0) 〉
9	卸売業、小売業	飲食料品小売業	7 (0) 〈 2 (0) 〉
11	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	6 (3) 〈 3 (1) 〉
11	医療、福祉	医療業	6 (1) 〈 0 (0) 〉
13	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	5 (0) 〈 1 (0) 〉
13	教育、学習支援業	学校教育	5 (2) 〈 0 (0) 〉
15	卸売業、小売業	飲食料品卸売業	4 (1) 〈 2 (1) 〉
15	製造業	電気機械器具製造業	4 (0) 〈 2 (0) 〉
15	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	4 (1) 〈 1 (0) 〉
15	農業、林業	農業	4 (1) 〈 0 (0) 〉

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

3 < >内は死亡の件数で、内数である。

表1-3 業務災害に係る脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

年度 職種(大分類)		令和6年度			令和7年度		
		請求件数	決定件数		請求件数	決定件数	
			うち支給決定件数			うち支給決定件数	
専門的・技術的職業従事者	149 (35)	127 (26)	32 (3)		165 (34)	115 (22)	38 (4)
	＜ 31 (2) ＞	＜ 32 (7) ＞	＜ 10 (1) ＞		＜ 47 (4) ＞	＜ 38 (3) ＞	＜ 9 (1) ＞
管 理 的 職 業 従 事 者	51 (3)	55 (3)	24 (1)		59 (2)	55 (3)	22 (2)
	＜ 24 (1) ＞	＜ 20 (1) ＞	＜ 8 (1) ＞		＜ 21 (0) ＞	＜ 19 (0) ＞	＜ 9 (0) ＞
事 務 従 事 者	83 (26)	47 (13)	12 (0)		101 (38)	61 (18)	11 (3)
	＜ 16 (1) ＞	＜ 10 (3) ＞	＜ 1 (0) ＞		＜ 19 (3) ＞	＜ 13 (1) ＞	＜ 3 (1) ＞
販 売 従 事 者	117 (26)	72 (10)	17 (0)		136 (23)	87 (15)	24 (1)
	＜ 23 (3) ＞	＜ 24 (2) ＞	＜ 8 (0) ＞		＜ 28 (2) ＞	＜ 23 (2) ＞	＜ 9 (0) ＞
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	136 (51)	104 (38)	34 (2)		170 (48)	97 (30)	26 (3)
	＜ 23 (7) ＞	＜ 20 (7) ＞	＜ 3 (0) ＞		＜ 29 (5) ＞	＜ 21 (3) ＞	＜ 8 (1) ＞
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者	177 (1)	169 (0)	75 (0)		231 (3)	152 (1)	55 (0)
	＜ 58 (0) ＞	＜ 54 (0) ＞	＜ 20 (0) ＞		＜ 72 (1) ＞	＜ 57 (1) ＞	＜ 21 (0) ＞
生 産 工 程 従 事 者	66 (3)	50 (6)	15 (1)		72 (7)	52 (5)	6 (0)
	＜ 18 (0) ＞	＜ 21 (1) ＞	＜ 8 (1) ＞		＜ 14 (1) ＞	＜ 10 (1) ＞	＜ 0 (0) ＞
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者	85 (16)	55 (12)	12 (3)		107 (16)	64 (12)	9 (0)
	＜ 19 (2) ＞	＜ 16 (2) ＞	＜ 3 (0) ＞		＜ 21 (3) ＞	＜ 15 (2) ＞	＜ 2 (0) ＞
建 設 ・ 採 掘 従 事 者	90 (1)	49 (2)	9 (1)		127 (1)	74 (2)	11 (1)
	＜ 24 (0) ＞	＜ 14 (0) ＞	＜ 2 (0) ＞		＜ 32 (0) ＞	＜ 23 (0) ＞	＜ 4 (0) ＞
そ の 他 の 職 種 (上 記 以 外 の 職 種)	76 (3)	56 (2)	11 (1)		86 (4)	54 (2)	15 (1)
	＜ 19 (0) ＞	＜ 21 (0) ＞	＜ 4 (0) ＞		＜ 20 (0) ＞	＜ 17 (0) ＞	＜ 2 (0) ＞
合 計	1030 (165)	784 (112)	241 (12)		1254 (176)	811 (110)	217 (15)
	＜ 255 (16) ＞	＜ 232 (23) ＞	＜ 67 (3) ＞		＜ 303 (19) ＞	＜ 236 (13) ＞	＜ 67 (3) ＞

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
3 ()内は女性の件数で、内数である。
4 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

図1-3 職種別構成比

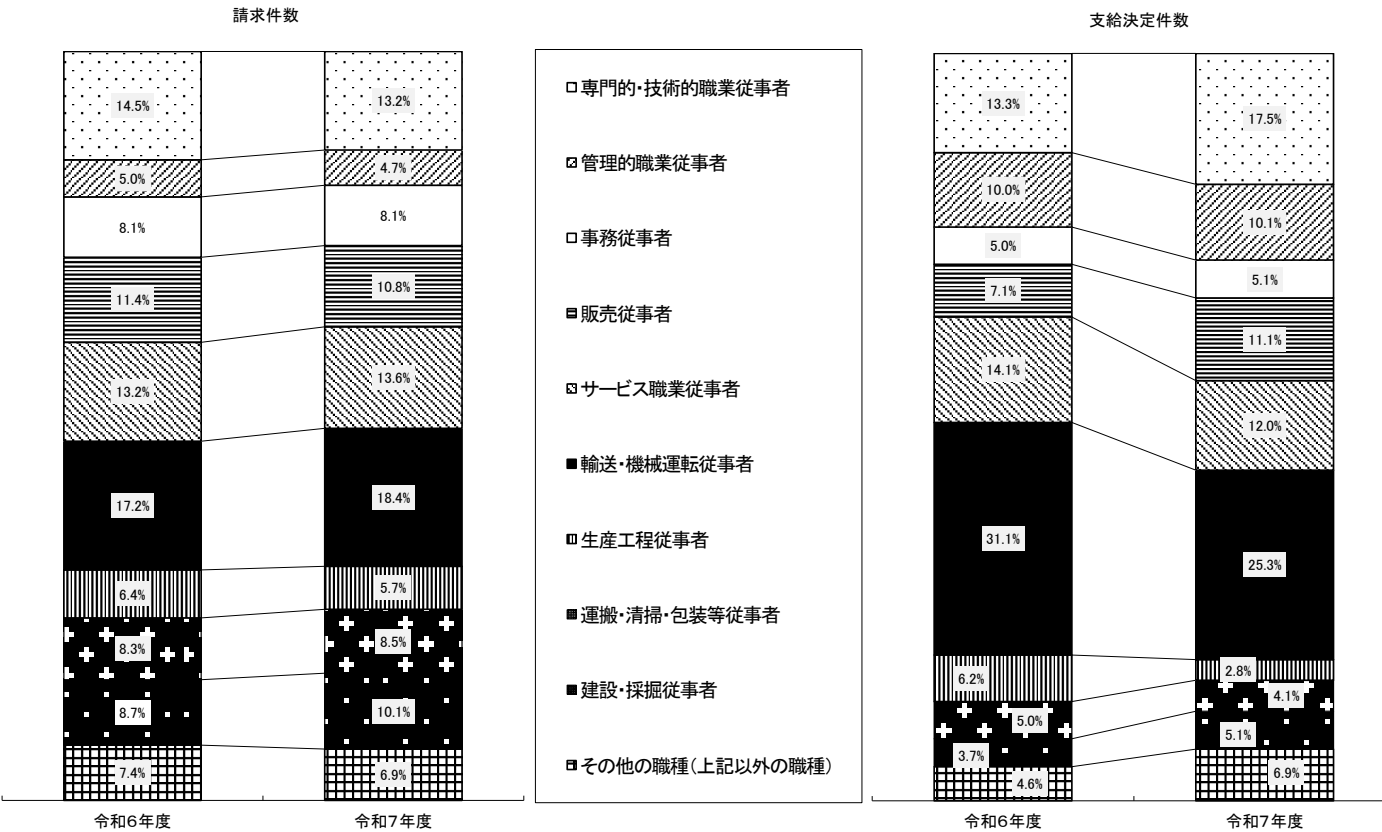


表1-3-1 業務災害に係る脳・心臓疾患の請求件数の多い職種(中分類の上位15職種)

令和7年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	215 (2) 〈 68 (0) 〉
2	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	78 (1) 〈 17 (0) 〉
3	事務従事者	一般事務従事者	70 (29) 〈 11 (2) 〉
4	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	67 (1) 〈 14 (0) 〉
4	販売従事者	商品販売従事者	67 (17) 〈 8 (2) 〉
6	販売従事者	営業職業従事者	66 (5) 〈 19 (0) 〉
7	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	53 (6) 〈 12 (2) 〉
8	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	46 (24) 〈 6 (3) 〉
9	運搬・清掃・包装等従事者	清掃従事者	44 (9) 〈 8 (0) 〉
10	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	42 (8) 〈 6 (0) 〉
11	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	35 (2) 〈 15 (0) 〉
12	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	34 (1) 〈 14 (0) 〉
13	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	30 (7) 〈 9 (2) 〉
14	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	28 (5) 〈 6 (1) 〉
15	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	26 (2) 〈 8 (1) 〉

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

3 < >内は死亡の件数で、内数である。

表1-3-2 業務災害に係る脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

令和7年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定 件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	53 (0) 〈 20 (0) 〉
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	17 (2) 〈 6 (0) 〉
3	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	16 (2) 〈 4 (1) 〉
4	販売従事者	商品販売従事者	15 (1) 〈 3 (0) 〉
5	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	11 (0) 〈 2 (0) 〉
6	販売従事者	営業職業従事者	8 (0) 〈 5 (0) 〉
6	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	8 (0) 〈 2 (0) 〉
6	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	8 (0) 〈 2 (0) 〉
9	専門的・技術的職業従事者	医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	7 (0) 〈 0 (0) 〉
10	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	6 (1) 〈 3 (0) 〉
10	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	6 (0) 〈 2 (0) 〉
10	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	6 (0) 〈 2 (0) 〉
13	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	5 (0) 〈 3 (0) 〉
13	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	5 (0) 〈 2 (0) 〉
15	農林漁業従事者	農業従事者	4 (1) 〈 0 (0) 〉

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

3 < >内は死亡の件数で、内数である。

表1-4 業務災害に係る脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度 年齢	令和6年度						令和7年度					
	請求件数		決定件数			うち支給決定件数	請求件数		決定件数			うち支給決定件数
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡			
19歳以下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
20～29歳	9 (4)	1 (0)	13 (5)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	16 (5)	5 (1)	11 (3)	3 (1)	5 (1)	0 (0)
30～39歳	49 (7)	16 (1)	31 (2)	14 (0)	8 (0)	3 (0)	57 (6)	14 (0)	39 (5)	11 (0)	12 (1)	4 (0)
40～49歳	213 (27)	62 (6)	191 (26)	59 (7)	60 (5)	17 (1)	220 (26)	53 (3)	151 (10)	46 (1)	58 (5)	19 (1)
50～59歳	411 (62)	88 (3)	311 (31)	86 (4)	129 (4)	35 (2)	508 (68)	125 (4)	312 (47)	90 (6)	79 (5)	21 (0)
60歳以上	348 (65)	88 (6)	238 (48)	71 (11)	44 (3)	12 (0)	452 (71)	105 (11)	297 (45)	85 (5)	63 (3)	23 (2)
合計	1030 (165)	255 (16)	784 (112)	232 (23)	241 (12)	67 (3)	1254 (176)	303 (19)	811 (110)	236 (13)	217 (15)	67 (3)

注 ()内は女性の件数で、内数である。

図1-4 年齢別構成比

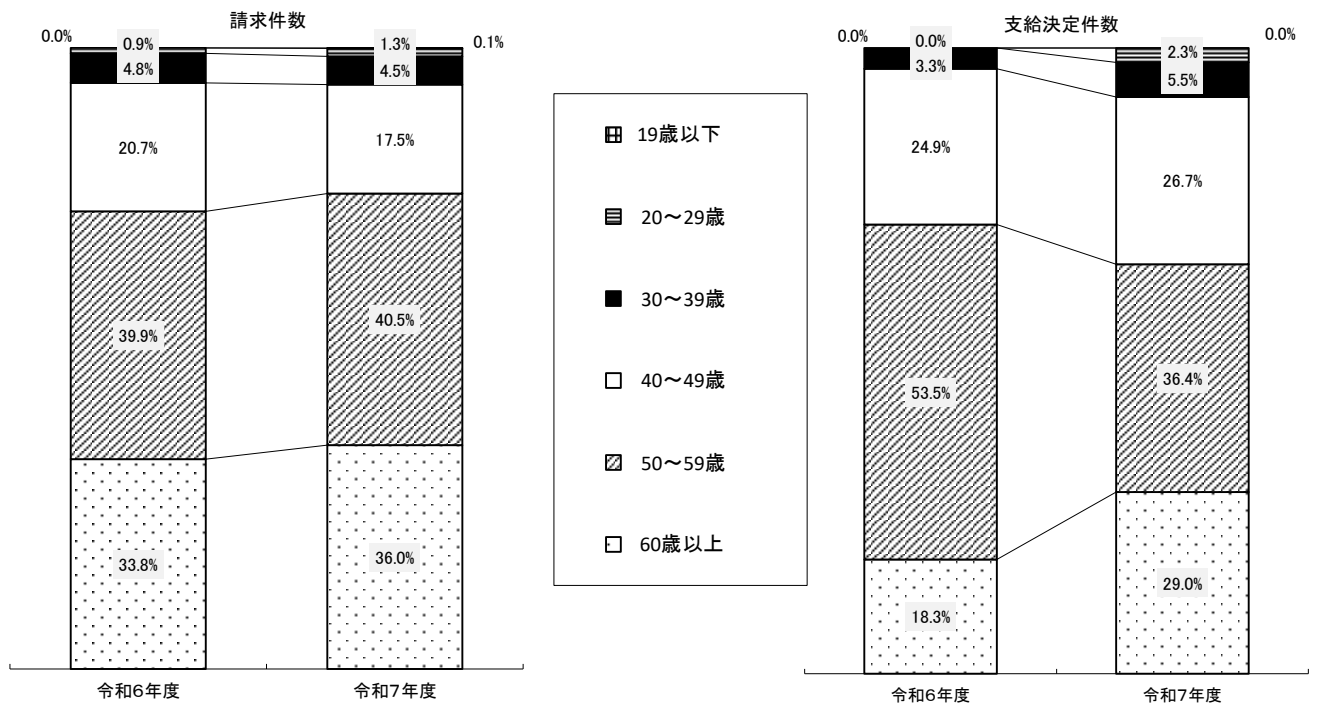


表1-5 業務災害に係る脳・心臓疾患の都道府県別請求、決定及び支給決定件数

令和7年度

	脳血管疾患						虚血性心疾患等						合計					
	請求件数		決定件数		うち支給 決定件数		請求件数		決定件数		うち支給 決定件数		請求件数		決定件数		うち支給 決定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
北海道	16 (4)	2 (0)	17 (2)	5 (0)	7 (0)	2 (0)	20 (1)	10 (0)	9 (0)	6 (0)	2 (0)	2 (0)	36 (5)	12 (0)	26 (2)	11 (0)	9 (0)	4 (0)
青 森	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)
岩 手	5 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	12 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)
宮 城	16 (3)	4 (1)	5 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	8 (0)	3 (0)	15 (1)	7 (0)	3 (0)	1 (0)	24 (3)	7 (1)	20 (2)	8 (0)	4 (0)	1 (0)
秋 田	3 (1)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	6 (1)	4 (0)	6 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)
山 形	3 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	4 (1)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
福 島	6 (1)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (1)	2 (0)	4 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
茨 城	12 (2)	1 (0)	11 (2)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	6 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	18 (2)	5 (0)	13 (2)	0 (0)	4 (0)	0 (0)
栃 木	3 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	8 (0)	2 (0)	5 (0)	3 (0)	4 (0)	3 (0)
群 馬	10 (3)	2 (0)	8 (2)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	12 (4)	2 (0)	9 (2)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
埼 玉	44 (6)	4 (0)	24 (3)	1 (1)	6 (1)	1 (1)	30 (1)	12 (1)	19 (0)	10 (0)	7 (0)	4 (0)	74 (7)	16 (1)	43 (3)	11 (1)	13 (1)	5 (1)
千 葉	25 (5)	1 (0)	10 (2)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	23 (3)	7 (0)	10 (1)	7 (1)	5 (1)	4 (1)	48 (8)	8 (0)	20 (3)	9 (1)	8 (1)	5 (1)
東 京	146 (36)	17 (2)	109 (24)	16 (1)	27 (3)	3 (0)	88 (5)	30 (1)	50 (3)	19 (1)	11 (1)	4 (0)	234 (41)	47 (3)	159 (27)	35 (2)	38 (4)	7 (0)
神奈川	53 (7)	5 (0)	47 (13)	6 (1)	8 (1)	1 (0)	38 (1)	16 (0)	25 (2)	14 (0)	3 (0)	2 (0)	91 (8)	21 (0)	72 (15)	20 (1)	11 (1)	3 (0)
新 潟	10 (0)	2 (0)	8 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)	4 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	14 (0)	6 (0)	11 (1)	4 (0)	3 (0)	1 (0)
富 山	5 (0)	0 (0)	7 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	0 (0)	7 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
石 川	5 (1)	1 (1)	6 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	1 (1)	6 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
福 井	3 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
山 梨	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	7 (1)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)
長 野	16 (2)	2 (0)	9 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	6 (0)	4 (0)	6 (0)	5 (0)	3 (0)	2 (0)	22 (2)	6 (0)	15 (1)	5 (0)	4 (0)	2 (0)
岐 阜	6 (1)	3 (1)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (1)	4 (1)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
静 岡	22 (5)	5 (2)	8 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	14 (2)	5 (1)	5 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	36 (7)	10 (3)	13 (1)	3 (0)	3 (0)	0 (0)
愛 知	55 (12)	6 (0)	42 (10)	11 (2)	6 (0)	3 (0)	22 (2)	11 (2)	15 (0)	7 (0)	3 (0)	2 (0)	77 (14)	17 (2)	57 (10)	18 (2)	9 (0)	5 (0)
三 重	9 (1)	1 (0)	6 (2)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	7 (0)	7 (0)	4 (1)	4 (1)	2 (0)	2 (0)	16 (1)	8 (0)	10 (3)	4 (1)	5 (1)	2 (0)
滋 賀	7 (0)	1 (0)	5 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	11 (1)	1 (0)	9 (1)	4 (0)	5 (1)	2 (0)

	脳血管疾患						虚血性心疾患等						合計					
	請求件数		決定件数		うち支給 決定件数		請求件数		決定件数		うち支給 決定件数		請求件数		決定件数		うち支給 決定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
京 都	16 (3)	5 (0)	13 (2)	1 (0)	6 (2)	1 (0)	22 (1)	9 (0)	9 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	38 (4)	14 (0)	22 (2)	6 (0)	9 (2)	2 (0)
大 阪	87 (18)	6 (1)	33 (2)	2 (0)	11 (0)	1 (0)	56 (6)	26 (2)	35 (3)	24 (1)	11 (0)	7 (0)	143 (24)	32 (3)	68 (5)	26 (1)	22 (0)	8 (0)
兵 庫	27 (6)	1 (0)	22 (5)	2 (0)	4 (0)	0 (0)	25 (3)	9 (0)	16 (1)	9 (0)	2 (0)	0 (0)	52 (9)	10 (0)	38 (6)	11 (0)	6 (0)	0 (0)
奈 良	10 (1)	1 (0)	9 (2)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	5 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	15 (1)	3 (0)	11 (2)	2 (0)	3 (0)	1 (0)
和歌山	5 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	7 (0)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)
鳥 取	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
島 根	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
岡 山	9 (1)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	5 (1)	3 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (2)	3 (1)	6 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)
広 島	20 (5)	1 (0)	15 (4)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	11 (1)	6 (0)	8 (1)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	31 (6)	7 (0)	23 (5)	6 (0)	4 (0)	1 (0)
山 口	3 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	4 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
徳 島	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
香 川	4 (1)	1 (0)	4 (3)	2 (2)	2 (1)	1 (1)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (1)	2 (0)	4 (3)	2 (2)	2 (1)	1 (1)
愛 媛	5 (1)	0 (0)	7 (2)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	5 (0)	2 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (1)	2 (0)	11 (2)	2 (0)	2 (1)	1 (0)
高 知	3 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
福 岡	35 (5)	4 (0)	21 (2)	3 (0)	8 (1)	1 (0)	17 (3)	7 (1)	8 (1)	3 (1)	2 (0)	0 (0)	52 (8)	11 (1)	29 (3)	6 (1)	10 (1)	1 (0)
佐 賀	9 (0)	1 (0)	8 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (0)	3 (0)	9 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
長 崎	10 (1)	1 (0)	8 (2)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	6 (1)	3 (1)	5 (1)	2 (0)	3 (1)	1 (0)	16 (2)	4 (1)	13 (3)	3 (0)	6 (1)	2 (0)
熊 本	16 (2)	1 (0)	7 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	7 (0)	5 (0)	4 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	23 (2)	6 (0)	11 (1)	3 (0)	6 (0)	3 (0)
大 分	7 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	8 (1)	0 (0)	4 (1)	2 (0)	2 (0)	1 (0)
宮 崎	4 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	2 (0)	6 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
鹿児島	5 (1)	2 (1)	5 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	4 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	7 (1)	3 (1)	9 (0)	4 (0)	2 (0)	1 (0)
沖 縄	7 (3)	0 (0)	5 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (3)	2 (0)	6 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
合 計	772 (143)	88 (9)	517 (94)	75 (8)	132 (12)	21 (2)	482 (33)	215 (10)	294 (16)	161 (5)	85 (3)	46 (1)	1254 (176)	303 (19)	811 (110)	236 (13)	217 (15)	67 (3)

注 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-6 業務災害に係る脳・心臓疾患の時間外労働時間別(1か月又は2～6か月における1か月平均)支給決定件数

年度	令和6年度						令和7年度					
評価期間 区分	評価期間1か月		評価期間2～6か月 (1か月平均)		合計		評価期間1か月		評価期間2～6か月 (1か月平均)		合計	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
45 時 間 未 満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
45 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	11	5	35	10	46	15	5	1	48	16	53	17
	(1)	(0)	(2)	(2)	(3)	(2)	(0)	(0)	(3)	(0)	(3)	(0)
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	17	7	63	19	80	26	7	1	42	12	49	13
	(1)	(1)	(3)	(0)	(4)	(1)	(2)	(0)	(1)	(0)	(3)	(0)
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	18	2	22	3	40	5	27	13	21	7	48	20
	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2)	(0)
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	9	1	12	4	21	5	8	1	7	2	15	3
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	3	1	7	2	10	3	4	1	1	1	5	2
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)
160 時 間 以 上	10	0	6	3	16	3	9	3	6	2	15	5
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)
その他 (短期間の過重業務・異常な出来事)	-	-	-	-	27	10	-	-	-	-	31	7
	(-)	(-)	(-)	(-)	(4)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(4)	(1)
合 計	68	16	146	41	241	67	60	20	126	40	217	67
	(3)	(1)	(5)	(2)	(12)	(3)	(2)	(0)	(9)	(2)	(15)	(3)

注 1 「評価期間1か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前1か月間の時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
2 「評価期間2～6か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前2か月間ないし6か月間における1か月平均時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
3 ()内は女性の件数で、内数である。
4 「評価期間1か月」については100時間未満、「評価期間2～6か月」については80時間未満で支給決定した事案は、以下の労働時間以外の負荷要因を認め、客観的かつ総合的に判断したものも含む。
勤務時間の不規則性(拘束時間の長い勤務、休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務)、事業場外における移動を伴う業務(出張の多い業務、その他事業場外における移動を伴う業務)、心理的負荷を伴う業務、身体的負荷を伴う業務、作業環境(温度環境、騒音)

表1-7 業務災害に係る脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

区分		年度		令和6年度				令和7年度			
				決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
正規職員・従業員		562 (56)	178 (13)	217 (10)	63 (3)	527 (43)	168 (7)	174 (13)	55 (2)		
契約社員		61 (13)	13 (1)	7 (1)	1 (0)	86 (11)	30 (3)	17 (1)	4 (0)		
派遣労働者		8 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	26 (4)	8 (0)	1 (0)	1 (0)		
パート・アルバイト		96 (41)	25 (8)	8 (1)	1 (0)	98 (50)	13 (3)	11 (1)	3 (1)		
特別加入	中小事業主等	26 (0)	6 (0)	6 (0)	1 (0)	29 (1)	8 (0)	8 (0)	2 (0)		
	一人親方等・ 特定作業従事者	18 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	32 (1)	6 (0)	2 (0)	1 (0)		
	海外派遣者	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
その他		11 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (0)	3 (0)	4 (0)	1 (0)		
合計		784 (112)	232 (23)	241 (12)	67 (3)	811 (110)	236 (13)	217 (15)	67 (3)		

注 1 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
 - ・契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
 - ・派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
 - ・パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。
- 2 ()内は女性の件数で、内数である。